

## 個人情報保護に関する特記仕様書

平成17年12月5日

環境創造局技術監理課

- 1 請負人は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 請負人は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

※「個人情報取扱特記事項」は、横浜市環境創造局ホームページ  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/index2.html> を参照ください。